

# 第2期京田辺市“生きる”支援計画

## —京田辺市自殺対策計画—

【概要版】



令和6年（2024年）3月

京田辺市

## ▶ 計画の策定趣旨

- 我が国の年間自殺者数は平成 10（1998）年に3万人を超えるという深刻な事態に陥り、この危機的状況に対応するために、平成 18（2006）年に「自殺対策基本法」が施行、翌年には「自殺総合対策大綱」（以下、「大綱」といいます。）が閣議決定されました。
- 令和元（2019）年度末頃に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、自殺者数は増加に転じました。令和4（2022）年に見直された最新の大綱では、新型コロナウイルス感染症の影響によって自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、女性や小中高生の自殺者数の増加が指摘されており、これらの対象者への一層の支援の強化が求められているところです。
- 本市では、これまで自殺対策を総合的に推進してきたところですが、令和5（2023）年度をもって第1期計画の計画期間が終了となることから、国、府等の動向を踏まえるとともに、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の影響による暮らしの不安やこころの悩みなどの新たな課題にも対応するため、「誰も自殺に追い込まれることのない京田辺市の実現」を目指し、「第2期京田辺市“生きる”支援計画－京田辺市自殺対策計画－」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

## ▶ 計画の位置づけ

- 本計画は、令和4（2022）年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」の方針を踏まえ、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。
- また、本計画は、「第4次京田辺市総合計画」を上位計画とし、「京田辺市地域福祉計画」をはじめ、「京田辺市高齢者保健福祉計画」「京田辺市障害者基本計画」「京田辺市障害福祉計画・障害児福祉計画」「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」「京田辺市健康増進計画・食育推進計画」などの関連計画との整合性に留意することとします。

## ▶ 計画の期間

- 本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。ただし、「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が改正された場合など、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
計画期間	第1期計画					第2期計画（本計画）					次期計画				

## ▶ 計画の基本理念と目標

社会情勢が目まぐるしく変化する今日において、引き続き、すべての市民が自分らしく暮らせるまちづくりを推進するために、以下の基本理念を掲げます。

# すべての市民の“いのち”を 大切にするまち京田辺

国は、平成 29（2017）年 7 月に閣議決定された大綱において、令和 8（2026）年までに、自殺死亡率を平成 27（2015）年と比べて 30%以上減少させることを目標として掲げ、対策を講じてきました。令和 4（2022）年 10 月に閣議決定された新たな大綱においても、引き続きこの目標が掲げられています。

本市においても、誰もが自殺に追い込まれることのないまちを実現するために、引き続き自殺者ゼロを目指します。

基本 施策	施策 1 地域における ネットワークの強化	(1) 庁内の連携・つなぐ体制の強化 (2) 市全体でいのちを守るために連携強化 (3) 地域における見守り体制の充実
	施策 2 自殺対策を支える 人材の育成	(1) 市職員に対する研修の実施 (2) 市民を対象としたゲートキーパー養成講座の開催 (3) 業務における気づきや連携の実施
	施策 3 住民への啓発と周知	(1) 自殺対策に関する周知・啓発 (2) 生きる支援に関する情報提供・講座の実施 (3) 生きやすいまちに向けた意識啓発
	施策 4 生きることの 促進要因への支援	(1) 相談・支援体制の充実 (2) 健康づくり・生きがいづくりの推進 (3) 自殺未遂者、自死遺族等への支援
重点 施策	施策 5 子どもや若者、 女性への支援	(1) 命の大切さを学ぶ教育・啓発の実施 (2) 子ども・若者への支援 (3) 女性・子育て家庭への支援
	施策 6 働いている人への支援	(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 (2) 働きやすい環境づくりの推進
	施策 7 高齢者への支援	(1) 地域包括ケアシステムと連携した自殺対策の推進 (2) 高齢者・介護者の心身の健康づくりの推進
	施策 8 生きづらさを抱える人 への支援	(1) 生活困窮者への支援 (2) 生きづらさを抱える人への支援 (3) 孤立しないための支援

## 施策1 地域におけるネットワークの強化

様々な生活課題に対応し、悩みや不安を抱えている人を早期に発見して対応できるよう、本市の生きる支援に関わるすべての主体がつながり、強力なネットワークを構築することを目指します。



### 各主体に求める役割

- **行政**：庁内関係課の連携を強化し、生活課題の把握・共有に努め、各分野の方向性について話し合います。関係団体と連携し、全市的な見守り体制を充実させます。
- **地域団体**：日頃からの見守りを通じて地域の現状を把握し、必要な場合には適切な支援先につなげてあげましょう。
- **企業・事業所**：地域課題を検討する会議に出席して情報共有しましょう。悩みを抱えている人のための相談先を知り、必要な人に教えてあげましょう。
- **市民**：悩みを抱えている人のための相談先を知り、必要な人に教えてあげましょう。

## 施策2 自殺対策を支える人材の育成

市民へゲートキーパー研修を実施するとともに、市職員の生きる支援に対する意識を向上させ、普段の業務において悩みや困りごとに気づき、適切な支援先につなげることのできる体制を整えることで、本市に住む市民全員で生きる支援を支えることができるまちとなることを目指します。



### 各主体に求める役割

- **行政**：市職員へのゲートキーパー研修を実施するとともに、市民や企業・事業所の人々の受講を進めます。業務の中で市民と接する際に、悩みを抱える人の発見と適切な支援先へつなぐことに努めます。
- **地域団体**：行政が開催するゲートキーパー研修を受講しましょう。普段の活動の中で、悩みを抱えている人を見つけたら、適切な支援先につなぎましょう。
- **企業・事業所**：従業員に対し、行政が開催するゲートキーパー研修受講を促進し、研修で学んだ情報を職場で共有しましょう。
- **市民**：ゲートキーパー研修受講など、行政が提供する情報を活用しましょう。悩みを抱えている人には、寄り添って傾聴しましょう。

## 施策3 住民への周知と啓発

自殺予防週間や自殺対策強化月間での周知・啓発の実施など、自殺予防に関する情報を様々な手段で発信するほか、健康づくりの推進や人権意識の高揚など、元気に自分らしく生きることに関連する周知・啓発も進めることで、いのちや人権の大切さを誰もが知り、学べるまちとなることを目指します。



### 各主体に求める役割

- **行政**：生きる支援に関する周知啓発を行います。各種媒体や講座等を活用し、日々を元気に自分らしく生きるために情報を発信するとともに、人権意識向上に向けた啓発を行います。
- **地域団体**：行政が提供する情報を積極的に取り入れ、得た情報を関係者と共有し、活動の中で活かしていきましょう。
- **企業・事業所**：行政が提供する情報を積極的に取り入れ、得た情報を職場で共有し、学んだことを仕事の中で活かしましょう。
- **市民**：行政が提供する情報を積極的に取り入れ、取り入れた情報を、普段の生活で活かしましょう。

## 施策4 生きることの促進要因への支援

不安や悩みを解消するための各種相談支援を充実させるとともに、心身ともに健康になるための機会の提供を進めるほか、心に深い傷を負ってしまった人に寄り添う支援を実施することで、全市民に「生きることの促進要因」を提供できることを目指します。



### 各主体に求める役割

- **行政**：心身ともに健康になるための機会の提供に取り組みます。不安や悩みを抱える人、心に深い傷を負った人を支援するための体制強化や情報提供を進めます。
- **地域団体**：悩みを抱えている人に寄り添い、必要な時には相談先を知らせたり、支援組織・団体を紹介しましょう。地域住民の健康づくりに向けた活動を実施しましょう。
- **企業・事業所**：悩みを抱えている人のための相談先について知りましょう。職場には悩みを相談できる部署や従業員を設置し、職場でできる健康づくりに取り組みましょう。
- **市民**：悩みを抱えている人のための相談先について知りましょう。普段から自身の健康状態に关心を持ち、必要に応じて体を動かしたり、休息をとりましょう。

## 施策5 子どもや若者、女性への支援

学校を中心として子どもを見守り支える体制を構築することや、女性が普段の暮らしの中で抱え込んでしまう不安や負担を解消できる支援を実施し、将来に希望を持てるまちとなることを目指します。



### 各主体に求める役割

- **行政**：幼少期から命の大切さやSOSの出し方についての理解を深めるため、学校の授業等を活用します。庁内関係課は、子どもの自殺対策やいじめ防止対策に連携して取り組みます。子どもや若者が地域で孤立してしまわないようにします。妊婦や子育て家庭への伴走型支援、女性が抱える悩みを解決・軽減するための相談支援を実施します。
- **地域団体**：子どもが犯罪に巻き込まれないよう、見守りを行うとともに、地域で安心して過ごすことができる居場所を提供しましょう。
- **企業・事業所**：働きながら子育てをする人をサポートしましょう。
- **市民**：積極的に、子どもの話を聞く機会をつくりましょう。パートナーと暮らしている世帯では、家事や育児をパートナーと協力しながら行いましょう。

## 施策6 働いている人への支援

職場におけるメンタルヘルスに関する相談支援の実施や、気持ちよく働くことができる職場の環境を整えるための周知・啓発に取り組み、すべての市民がワーク・ライフ・バランスを確立できるまちとなることを目指します。



### 各主体に求める役割

- **行政**：勤務問題による悩みや不安を解決・軽減するための各種相談支援を実施します。働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行います。
- **地域団体**：仕事に関して悩みを抱えている人がいれば、必要に応じて適切な支援先につなぎましょう。
- **企業・事業所**：悩みを抱えている人のための相談先について知りましょう。職場には悩みを相談できる部署や従業員を設置しましょう。ハラスメントや過重労働のない職場になるよう、必要に応じて働き方や職場環境を見直しましょう。
- **市民**：働いている中での不安についての相談先を知り、必要な時は相談してみましょう。仕事に関して悩みや困りごとを抱えている人がいれば、寄り添ってあげましょう。

## 施策7 高齢者への支援

市が構築する地域包括ケアシステムとも連携しながら、相談支援や介護予防、生きがいづくりや居場所づくりに関する取組を進め、すべての高齢者が最期まで自分らしくいきいきと暮らすことのできるまちとなることを目指します。



### 各主体に求める役割

- **行政**：高齢者やそのご家族の悩みや不安を軽減・解決するために地域包括ケアシステムと連携した取組を進めます。高齢者が最期までいきいきと暮らすことができるよう、生きがいや健康づくりの場を提供します。
- **地域団体**：地域での見守りを実施するとともに、高齢者の介護予防や生きがいづくりの機会となる活動を実施しましょう。
- **企業・事業所**：介護しながら仕事を続けている従業員をサポートしましょう。
- **市民**：高齢者のための相談先について知りましょう。認知症サポーター養成講座を受講しましょう。年齢を重ねたら、介護予防の取組や仲間と生きがいづくりに取り組むことのできる場に積極的に参加しましょう。

## 施策8 生きづらさを抱えている人への支援

生活困窮者への支援をはじめ、複合的な問題などを背景として生きづらさを抱えている人への支援のほか、地域や社会とのつながりを取り戻す取組を実施し、誰一人取り残さない、すべての人にやさしいまちとなることを目指します。



### 各主体に求める役割

- **行政**：生活困窮者が健康で文化的な生活を送れるよう支援します。複合的な問題を背景として生きづらさを感じている人を支えるため、関係部署・機関と連携します。社会的孤立に陥りやすい人が、地域とのつながりを保てるよう支援します。
- **地域団体**：地域で孤立している人や困っている人が必要な支援を受けられるよう、見守りや声かけをしましょう。
- **企業・事業所**：介護しながら仕事を続けている従業員をサポートしましょう。ひきこもりの人などが、社会とのつながりを取り戻すきっかけとなるような仕事の機会を提供しましょう。
- **市民**：行政が提供するサービスを積極的に利用しましょう。悩んでいる人に寄り添い、必要な相談先を教えてあげましょう。

## **第2期京田辺市“生きる”支援計画 – 京田辺市自殺対策計画 – 【概要案】**

---

発行年月：令和6年3月

編集・発行：京田辺市 健康福祉部 障がい福祉課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺 80

電話番号：0774-64-1372